



報道発表資料の配付日時 12月15日(火) 14時00分

発表項目 (行事名)	令和2年度「北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰」及び「北海道働き方改革推進企業認定制度のゴールド認定企業に対する表彰」の賞状伝達式の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>(1) 道では、女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立につながる働き方改革に積極的に取り組んでいる企業を表彰し、その取組を広く周知することにより安心して働くことのできる雇用環境の整備に資するため、例年、「北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰」を実施しており、この度、令和2年度の受賞企業を決定しましたので、お知らせします。</p> <p>【受賞企業（1社）】 丸彦渡辺建設株式会社 ※ 上記受賞企業の概要や取組等は、別紙のとおり</p> <p>(2) また、道では、働き方改革に積極的に取り組んでいる企業を認定する「北海道働き方改革推進企業認定制度」を設けており、4つの認定グレード（ホワイト認定、ブロンズ認定、シルバー認定、ゴールド認定）で認定しておりますが、最高位のゴールド認定の企業に対しては、賞状を授与することとしております。</p> <p>【ゴールド認定企業（4社）】 ○株式会社安井測量設計事務所 ○SCSK北海道株式会社 ○恵庭建設株式会社 ○株式会社北海道銀行 ※ 上記4社のゴールド認定企業の詳細な取組内容等は、別紙のとおり</p> <p>「賞状伝達式」の開催</p> <p>上記の(1)の受賞企業並びに(2)のゴールド認定企業に対する「賞状伝達式」を次のとおり執り行います。</p> <p>■日 時：令和2年12月22日(火) 13:30～13:45 ■場 所：知事会議室（道庁本庁舎3階） ■賞状伝達者：土屋副知事</p>		
参考	[添付資料] ・「北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰」募集リーフレット ・「北海道働き方改革推進企業認定制度」紹介リーフレット		
報道（取材） に当たって のお願い	女性活躍表彰の受賞企業並びに北海道働き方改革推進企業認定制度のゴールド認定企業の取り組みを幅広く紹介したいため、積極的な報道をよろしくご願ひ申し上げます。		
他のクラブ との関係	同時配付（場所） 同時レク		
担当 (連絡先)	経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室 (担当者：佐藤(実)主幹、佐藤(理恵)主任) TEL (ダイヤルイン)：011-204-5354 内線：26-470		

企業名	丸彦渡辺建設株式会社		
代表者	代表取締役社長 藤城 英樹（ふじき ひでき）		
所在地	札幌市豊平区豊平6条6丁目5-8		
業種	建設業	資本金	4億7千6百万円
従業員数	469人（女性 49人 男性 420人）		
北海道働き方改革推進企業認定制度の認定日及び認定区分	令和元年6月24日 シルバー認定		
【職業生活における女性の活躍推進のための取組】	<p>○女性の採用を積極的に行っており、事務職員のほかに、現在、17名（施工管理10名、内勤技術7名）の女性技術職員が活躍する職場となっております。</p> <p>○管理職の女性登用にも積極的で、現在、4名の女性管理職（管理職における女性の割合5.8%）が活躍しています。</p> <p>○女性技術職員が多数在職しているため、工事現場において女性専用快適トイレ・更衣室の設置のほか、「女性が働きやすい現場環境整備マニュアル」を作成し、チェックリストをもとにパトロール活動を実施しております。</p> <p>○一般職から総合職への移行制度を導入し、平成28年4月から現在まで、15人が移行し、非正規社員（パートタイマー）の正規社員登用も実施するなど、女性のキャリアアップにも積極的に取り組んでいます。</p> <p>○定年後再雇用制度を整え、現在、その制度を活用し、4名の女性職員がフルタイムで勤務しています。</p>		
【仕事と家庭の両立のための制度・取組】	<p>○育児・介護休業法に準拠した育児・介護休業規定が整備され、介護休業では、対象家族に法で定めている家族以外に「会社が認めた者」を付加するなど、法を上回る規定があり、育児休業や子の看護休暇、育児短時間勤務の利用実績があるほか、配偶者出産休暇（3日）や出産祝い金制度（一律2万円）を整えています。</p> <p>○産前産後休暇期間を有給とし、配偶者出産休暇も特別休暇として有給で対応しております。</p> <p>○小学校就学前の子を養育する職員には、当該子が1名のとき1年間に3日、2名以上のときは5日を限度として育児目的休暇を付与しています。</p>		
【その他両立支援・女性活躍推進につながる働き方改革の取組など】	<p>○資格取得支援・奨励金制度を導入し、職員の意識の向上を図るとともに、会社自ら資格取得の講座を開設するなど職員のキャリアアップのサポートをしております。</p> <p>○30歳以上の職員は全員、会社の全額費用負担で、人間ドックが受診できるなど健康増進にも取り組んでいます。</p>		



株式会社安井測量設計事務所

認定番号
G00003

認定日 令和元年(2019年)12月11日
有効期間 令和3年(2021年)12月31日

【企業情報】

所在地	〒080-0020 帯広市西10条南8丁目5番地7
従業員数	41人 (女性 18人、男性 23人)
業種 (業務内容)	サービス業(建設コンサルタント・測量業)
ホームページ	http://www.yasui-survey.jp
働き方改革 の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の社員について、会社が必要と認める場合は嘱託職員として再雇用 ・新入社員や若手社員を対象としたフォローアップ・スキルアップ研修の実施 ・すべての職種に詳細な職務要件を設定するなど、キャリアパスの明確化 ・土日祝含む最短14日以上取得できるリフレッシュ休暇(長期休暇制度)の導入 ・男性、女性ともに対象職員の育児休業取得率100% ・職場環境改善を目的とした提案報奨金制度の導入 ・ドローンを用いた空中写真測量の導入 ・事務所への現場データ送信を効率化するため、Wi-Fiルーターの導入

【働き方改革の取組分野】

大区分	小区分	該当
	女性	★
多様な人材の活躍	高齢者 障がい者	★
	若者	★
	就業環境改善と非正規対策	★
就業環境の改善	多様な働き方の導入	★
	仕事と子育て・介護等の両立	★
生産性の向上	付加価値の向上 効率性の向上	★





SCSK北海道株式会社

認定日 令和2年(2020年)5月15日
 有効期間 令和4年(2022年)5月31日

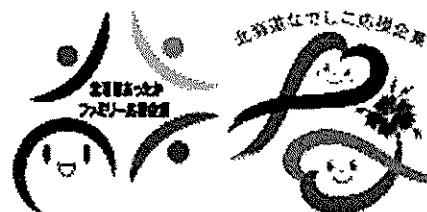
認定番号
G00004

【企業情報】

所在地	〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目1-2 アーバンネット札幌ビル4F
従業員数	148人 (女性 37人、男性 111人)
業種 (業務内容)	情報通信業 (企業向けの業務システムの開発)
ホームページ	http://www.scsk-hokkaido.co.jp/
働き方改革 の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・新入社員研修で、いつでも相談できる先輩社員をマンツーマンで配置 ・外国人材の採用 ・課別に目標を定め、残業時間の削減と年次有給休暇取得を進めるスマートワークチャレンジの実施 ・入社時に、コンプライアンス研修の実施とハラスメントホットラインの連絡先が記載されたカードを配付 ・正社員転換制度の導入 ・フレックスタイム制、在宅勤務制度の導入 ・企業型保育園の活用や子育て中社員向けの情報交換の場の設定を通じた社員の育児支援

【働き方改革の取組分野】

大区分	小区分	該当
	女性	★
多様な人材の活躍	高齢者 障がい者	★
	若者	★
	就業環境改善と非正規対策	★
就業環境の改善	多様な働き方の導入	★
	仕事と子育て・介護等の両立	★
生産性の向上	付加価値の向上 効率性の向上	★



恵庭建設株式会社



認定日 令和2年(2020年)7月20日
有効期間 令和4年(2022年)7月31日

認定番号
G00005

【企業情報】

所在地	〒061-1415 恵庭市泉町26番地
従業員数	34人 (女性 3人、男性 31人)
業種 (業務内容)	建設業 (総合建設業)
ホームページ	https://www.eniken.co.jp/
働き方改革 の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 「65歳超再雇用規程」の制定 単身者用賃貸住宅の無償提供 治療と仕事の両立支援として、両立支援アドバイザーを社内に配置 再犯防止のため、雇用の面からの協力事業主として行政機関に登録 「治療と仕事の両立支援規程」の制定 年次有給休暇の消化日数によるインセンティブ制度の導入 「ハラスメント防止規程」の制定 現場に女性専用トイレ、男女兼用トイレ各1台を設置 (多言語対応案内設置の上、一般にも開放) 電子小黒板対応の工事台帳ソフトとタブレット端末の導入による作業の効率化

【働き方改革の取組分野】

大区分	小区分	該当
	女性	★
多様な人材の活躍	高年齢者 障がい者	★
	若者	★
	就業環境改善と非正規対策	★
就業環境の改善	多様な働き方の導入	★
	仕事と子育て・介護等の両立	★
生産性の向上	付加価値の向上 効率性の向上	★



株式会社北海道銀行



認定日 令和2年(2020年)11月16日
 有効期間 令和4年(2022年)11月30日

認定番号
G00006

【企業情報】

所在地 〒060-8676
 札幌市中央区大通西4丁目1番地

従業員数 3,129人 (女性1,809人、男性1,320人)

業種 (業務内容) 金融・保険業

ホームページ <https://www.hokkaidobank.co.jp/>

働き方改革の主な取組

- ・奨学金借換制度(職員向無担保融資制度)の実施
- ・夫婦同一地域勤務制度の導入
- ・目標最終退行時刻19時(ノーサイド7)の取組
- ・早帰り強化月間(わくわくサマータイム)の実施
- ・契約社員の行員登用の実施
- ・コース移行規程による多様な正社員制度の導入
- ・フレックスタイム(時差出勤)制度の実施
- ・行内託児所の設置
- ・勤怠管理システム導入による労働時間・休暇の見える化

【働き方改革の取組分野】

大区分	小区分	該当
	女性	★
多様な人材の活躍	高齢者 障がい者	★
	若者	★
	就業環境改善と非正規対策	★
就業環境の改善	多様な働き方の導入	★
	仕事と子育て・介護等の両立	★
生産性の向上	付加価値の向上 効率性の向上	★



【北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰】 募集のご案内

女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの実現などの
働き方改革に取り組む企業の皆さまへ

★募集期間：令和2年(2020年)9月25日(金)まで★ ※当日消印有効

北海道では、女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立につながる働き方改革に積極的に取り組んでおられる企業を表彰し、その取組を広く周知することにより、安心して働くことのできる雇用環境の整備に資するため、「北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰」を実施するとともに、本年度の表彰企業を募集します。

このような企業が表彰の候補です

道内に事業所を置き、次のような取組を行っていると思われる企業です。

ただし、本賞の受賞は1回限りとし、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象となりません。

- (1) 女性の積極的な採用や管理職種等への昇進機会の提供など、女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組んでいること。
- (2) 仕事と家庭の両立を積極的に推進するため、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める各休業制度等と同程度以上の規定を有し、かつ、制度の活用促進に積極的に取り組んでいること。
- (3) 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に規定される一般事業主行動計画を策定し、かつ、その行動計画に企業独自の制度を導入しているなど、取り組みの促進を図っていること。
- (4) その他、在宅勤務や短時間勤務などの多様な働き方や職場復帰制度、長時間労働抑制の取り組みなど、女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立につながる働き方改革に積極的に取り組んでいること。
- (5) 表彰募集の締切日までに、北海道働き方改革推進企業認定制度におけるブロンズ又はシルバーの認定区分に認定されていること。

応募方法



市町村若しくは関係団体からの推薦又は自薦によるものとします。
市町村及び関係団体からの推薦の場合は別紙様式1に、自薦の場合は別紙様式2に記載し、添付資料とともに応募先までお送りください。
別紙様式は、ホームページからもダウンロードできます。

応募・問合せ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係
電話 011-231-4111 (内線:26-468)
FAX 011-232-1038
HPアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hyosyo.htm>

その他

表彰企業については、表彰選考懇談会を経て決定しますが、内容確認のため、事前訪問調査や確認書類の提出をしていただく場合がありますので、ご承知おきください。

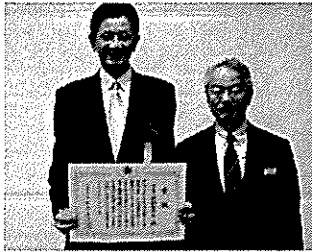
なお、選考の結果、表彰企業に該当しない場合もありますので、ご了承ください。

(裏面もご覧ください。)

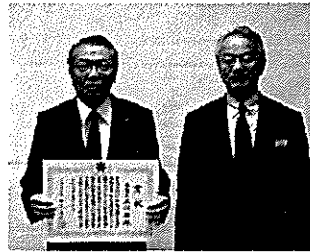
昨年度(令和元年度)に女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる道内の3事業所に対し、「北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰」を行いました。

令和元年度受賞企業

- ・株式会社 釧路製作所 (製造業 釧路市)
- ・株式会社 玉川組 (建設業 恵庭市)
- ・特定非営利活動法人 リフテ (医療、福祉 釧路町)



(株)釧路製作所



(株)玉川組



(特非)リフテ

表彰企業の選考にあたっての考え方

表彰の対象となる企業は、概ね次のような項目に該当する取組を行っている企業とし、これらの取組について、総合的に審査し選考することとしております。

- 1 女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組んでいること。
- 2 育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める各休業制度等と同程度以上の規定があり、かつ、制度の活用促進に積極的に取り組んでいること。

育児・介護休業法に定める各休業制度等とは

- ・ 育児休業制度、介護休業制度、子の看護休暇制度、介護休暇制度
- ・ 育児・介護を行う従業員に配慮した措置【所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限、所定内労働時間の短縮措置等（短時間勤務制度・フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げほか）

制度の活用促進に積極的に取り組んでいることとは

- ・ 概ね過去5年以内に、上記、各休業制度等のいずれかについて、利用者がいる。 など

- 3 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に規定される一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に企業独自の制度を導入しているなど、取り組みの促進を図っていること。
- 4 その他、女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立につながる働き方改革に積極的に取り組んでいること。

次のような事例が対象となります。

- ・ 男女間の賃金格差の解消を図っている。
- ・ 女性を管理職に積極的に登用している。
- ・ 女性用の休憩室、更衣室などの設備の充実を図っている。
- ・ 育児・介護を行う従業員を対象とした在宅勤務制度がある。
- ・ 育児・介護等を理由に退職した労働者を再雇用する制度がある。
- ・ 育児・介護休業期間中の経済的援助制度がある。 など

- 5 北海道働き方改革推進企業認定制度におけるブロンズ又はシルバーの認定区分に認定されていること。詳細は、下記URLまで。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hatarakikatakakaikakuninteiseido.htm>

ご応募をお待ちしております

「北海道働き方改革推進企業認定制度」



この制度は、働き方改革に取り組む企業を、北海道働き方改革推進企業として認定し、その取組を広く紹介することにより、認定企業の働き方改革の取組を促進し、もって道内企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的としています。

認定を受けた企業のメリット

- 「北海道働き方改革推進企業認定制度」ロゴマークの使用
「北海道働き方改革推進企業認定制度」ロゴマーク



ホワイト認定



ブロンズ認定



シルバー認定



ゴールド認定

- 道のホームページや道が発行する小冊子で認定企業の働き方改革の取組を紹介
- 日本政策金融公庫「働き方改革推進支援資金」の利用
- 北海道の中小企業制度融資の利用
- 北海道労働金庫「北海道働き方改革推進企業 勤労者応援ローン」の利用
- 北海道建設工事等競争入札参加資格審査の加点※1
(※1 あったかファミリー応援企業要件及びなでしこ応援企業要件などを満たしている必要があります。)
- 北海道における総合評価落札方式での評価※2
(※2 あったかファミリー応援企業要件及びなでしこ応援企業要件が評価項目に含まれており、加点を受けられる場合があります。)
- **ゴールド認定表彰** 等
そのほか、認定企業が受けられるメリットについては、道のホームページに掲載しています。

制度の概要については、裏面をご覧ください。

【申請先・お問い合わせ】

北海道経済部労働政策局雇用労政課 就業環境係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎9階

TEL: 011-231-4111 (代表) 内線: 26-469

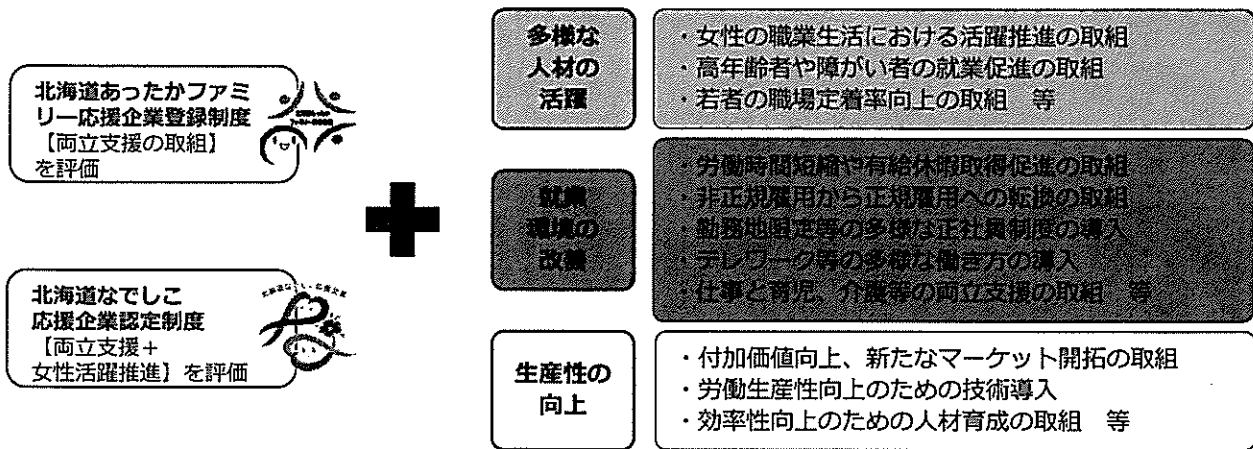
FAX: 011-232-1038

■道のホームページもご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hatarakikatataikakuninteiseido.htm>

北海道働き方改革推進企業認定制度の概要

北海道では、「多様な人材の活躍」、「就業環境の改善」、「生産性の向上」の3つを基本に、これらの取組を積極的に行っている企業を評価し、認定する「北海道働き方改革推進企業認定制度」を実施しております。



■評価基準と基準を満たす場合の獲得ポイント

評価基準		ポイント
1	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の北海道労働局への届出	2
2	女性の活躍応援自主宣言の実施	2
3	管理職に占める女性の割合が15%以上/10%以上/(※中小企業者限定5%以上)	3/2/(1)
4	65歳を超えても働くことができる職場環境づくりの取組	1
5	障がい者が働きやすい職場環境づくりの取組(※従業員45.5人未満の企業限定)	1
6	高齢者(65歳以上)の1人以上の新規雇用	1
7	障がい者実雇用率2.3%以上	1
8	若者(20歳~34歳)の定着率向上の取組	1
9	新卒3年以内離職率 大学卒20%以下/短期大学等卒25%以下/高校卒25%以下	3/2/1
	上記9項目以外の「多様な人材(外国人材・UIJターナー・LGBT等)の活躍」に資する取組	1
1	労働時間の短縮や年次有給休暇取得率の向上等の取組	1
2	ハラスメントの防止に向けた取組	1
3	年間総労働時間が2,000時間以下	1
4	年次有給休暇取得率が67%以上/55%以上/(※中小企業者限定50%以上)	3/2/(1)
5	非正規雇用から正規雇用への転換制度による1人以上の転換	1
6	多様な正社員制度(職種・勤務地・勤務時間限定など)の1人以上の適用	1
7	多様な働き方(テレワークやフレックスタイム制、始業・終業時間の繰上げ・繰下げ等)の1人以上の利用	1
8	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の北海道労働局への届出	2
9	育児・介護休業法に定める各休業制度等と同程度以上の規定	2
10	子が1歳までの間の育児休業取得率(男性)10%以上/7%以上/(※中小企業者限定5%以上)	3/2/(1)
11	子が1歳までの間の育児休業取得率(女性)90%以上/80%以上/(※中小企業者限定75%以上)	3/2/(1)
	上記11項目以外の「就業環境の改善」に資する取組	1
1	新商品、新サービス開発による付加価値向上の取組や新たなマーケット開拓の取組	1
2	労働生産性の向上につながる技術導入や効率性の向上に向けた人材育成の取組	1
3	生産性が3年前に比べて6%以上/3%以上/1%以上伸びていること	3/2/1

※上記評価基準における、あったかファミリー応援企業要件を満たす場合には、「あったかファミリー応援企業」として登録するとともに、登録証を交付します。

※上記評価基準における、あったかファミリー応援企業要件及びなでしこ応援企業要件を満たす場合には、「なでしこ応援企業」として認定するとともに、認定証を交付します。

■4つの認定グレード

各企業の働き方改革の取組の熟度(獲得ポイント)に応じて、4つのグレードで認定。有効期間は2年間。

